

いばらきオレンジかふえ（認知症カフェ）支援事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）、地域住民、医療・介護・福祉に関する専門職（第2において「専門職」という。）等の憩いの場となる「いばらきオレンジかふえ」を地域に設置する団体を支援することで、認知症の人等が地域で孤立することを防ぐとともに、認知症についての地域住民の理解の促進及び認知症の人等を支える地域づくりを行うことを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、「認知症カフェ」とは、認知症の人等が安心して過ごせる居場所であって、認知症の人等、地域住民、専門職等地域の誰もが気軽に憩える次の各号に掲げるいずれかの場として機能することを主たる目的とするものをいう。

- (1) 認知症の人等が安心して過ごせる場
- (2) 認知症の人等がいつでも気軽に相談できる場
- (3) 認知症の人等が自分たちの思いを吐き出せる場
- (4) 認知症の人等の暮らしのリズムや関係性を崩さずに利用できる場
- (5) 認知症の人等の思いや希望が社会に発信される場
- (6) 地域住民が認知症の人等と出会う場
- (7) 地域住民が認知症のことや認知症ケアについて知る場
- (8) 専門職が認知症の人等と平面で出会い、別の側面を発見する場
- (9) 認知症カフェのスタッフにとって、必要とされ、やりがいを感じる場
- (10) 地域住民が、自分が認知症になったときに安心して利用できる場を知り、相互扶助の輪を形成できる場

2 この要綱において、「いばらきオレンジかふえ」とは、認知症カフェのうち、第4に定める登録要件を満たすものとして第5第2項の規定によりいばらきオレンジかふえの登録名簿に登録されたものをいう。

（支援内容）

第3 市長は、次に掲げる支援を行う。

- (1) いばらきオレンジかふえの広報に関すること。
- (2) いばらきオレンジかふえに対する視察、指導、助言等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（登録要件）

第4 いばらきオレンジかふえの登録要件は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内において、いばらきオレンジかふえを年4回以上開催すること。

(2) 地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が運営すること。

(3) 運営団体の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者がいないこと。

(4) 営利、政治又は宗教的活動を目的としないこと。

（登録の申請等）

第5 いばらきオレンジかふえを運営しようとするものは、いばらきオレンジかふえ登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、その登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めたものについては、いばらきオレンジかふえの登録名簿に登録するとともに、いばらきオレンジかふえ登録通知書（様式第2号）及びいばらきオレンジかふえの認定ステッカー（第7及び第8第2項において「ステッカー」という。）を交付するものとする。

3 前項の審査によりいばらきオレンジかふえとして登録しないことを決定したときは、その旨をいばらきオレンジかふえ登録不承認決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第6 第5第2項の規定により登録を受けたもの（第7及び第8において「登録者」という。）は、第5第1項の申請書の記載事項に変更が生じたときは、いばらきオレンジかふえ登録変更届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の廃止の届出）

第7 登録者は、いばらきオレンジかふえの登録を廃止しようとするときは、いばらきオレンジかふえ登録廃止届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出るとともに、ステッカーを市長に返還しなければならない。

（登録の取消し）

第8 市長は、登録者が次のいずれかに該当するときは、いばらきオレンジかふえの登録を取り消すことができる。

(1) 第2及び第4の規定に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により登録を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 第6及び第7の規定による届出を怠ったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定によりいばらきオレンジかふえの登録を取り消されたものは、速やか

にステッカーを市長に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第9 いばらきオレンジかふえの運営に従事している者(第9において「従事者」という。)は、いばらきオレンジかふえの運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。いばらきオレンジかふえの登録を廃止し、若しくは登録を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(留意事項)

第10 いばらきオレンジかふえを運営するものは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 茶菓等を提供する際には、衛生管理に留意すること。

(2) 参加者に費用負担を求める場合は、事前に参加者に説明の上、理解を得ること。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から実施し、令和7年4月1日から適用する。

【設置目的】

(主たる設置目的を1つ選び、番号に○をつけてください。)

1	認知症の人等が安心して過ごせる場
2	認知症の人等がいつでも気軽に相談できる場
3	認知症の人等が自分たちの思いを吐き出せる場
4	認知症の人等の暮らしのリズムや関係性を崩さずに利用できる場
5	認知症の人等の思いや希望が社会に発信される場
6	地域住民が認知症の人等と出会う場
7	地域住民が認知症のことや認知症ケアについて知る場
8	専門職が認知症の人等と平面で出会い、別の側面を発見する場
9	認知症カフェのスタッフにとって、必要とされ、やりがいを感じる場
10	地域住民が、自分が認知症になったときに安心して利用できる場を知り、相互扶助の輪を形成できる場

【活動形態】

(参考)

地域型 認知症サポーターや地域住民等が主体となって運営

専門型 医療機関や介護施設等で定期的に専門職が相談対応して運営

その他 ()

様式第2号（第5関係）

所在地
団体名
代表者氏名

様

いばらきオレンジかふえ登録通知書

年 月 日付けで申請のありました「いばらきオレンジかふえ」の登録について、次のとおり登録しましたので通知します。

1 名称

2 設置目的

3 内容

開設日	
開催頻度	
開催日	
開催時間	
開催場所	茨木市
活動形態	地域型 専門型
参加費等	
問合せ先	電話 FAX
	E-mail

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第5関係）

所在地
団体名
代表者氏名

様

いばらきオレンジかふえ登録不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました「いばらきオレンジかふえ」の登録について、次の理由により不承認と決定しましたので通知します。

（理由）

年 月 日

茨木市長

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地
団体名
代表者氏名

㊟

代表者氏名が自署の場合は押印不要です。

いばらきオレンジかふえ登録変更届

「いばらきオレンジかふえ」の登録内容の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 名称
- 2 変更日 年 月 日
- 3 変更内容

開設日	
開催頻度	
開催日	
開催時間	
開催場所	茨木市
活動形態	地域型 専門型 その他
参加費等	
問合せ先	電話 FAX
	E-mail

受付

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

所在地
団体名
代表者氏名

印

代表者氏名が自署の場合は押印不要です。

いばらきオレンジかふえ登録廃止届

「いばらきオレンジかふえ」の登録の廃止について、次のとおり届け出ます。

- 1 名称
- 2 廃止日 年 月 日
- 3 廃止理由
- 4 添付書類 認証ステッカー

受 付